

# 中央公民館の施設使用基準について

## 1. 施設使用(予約)区分及び優先順位について

対象施設: 養老町中央公民館、中ホール、養老町民会館

区分	優先順位	対象	内容
<b>1次対象</b>	特例措置	選挙投開票事務	
	1-1	町・町教育委員会主催・共催の全国規模の行事	○参加者を広く公募・広報し、公開される行事
	1-2	町中央公民館利用登録団体主催・共催の全国規模の行事	○町・町教育委員会協賛・後援事業等は除く(2-2へ)
	1-3	町・町教育委員会主催・共催の県規模の行事	○構成員の研修、福利厚生目的の行事等は除く(3次対象へ)
	1-4	町中央公民館利用登録団体主催・共催の県規模の行事	
	1-5	町・町教育委員会主催・共催の西濃圏域規模の行事	
	1-6	町中央公民館利用登録団体主催・共催の西濃圏域規模の行事	
<b>2次対象</b>	2-1	町・町教育委員会主催・共催の町域行事・講座・教室	○会合、打ち合わせ等は除く(3次対象へ)
	2-2	町中央公民館利用登録団体の町・町教育委員会協賛・後援の行事	
<b>3次対象</b>	3-1	町中央公民館利用登録団体の行事・講座・教室	
	3-2	その他、町教育委員会が社会教育活動と認めた行事・講座・教室	○会合、打ち合わせ等含む

施設予約については、事前に空き状況を確認し、別紙「予約受付票」を提出してください。  
 行事が重複した場合、原則、優先順位の高い行事が優先されます。  
 申請後でも、優先順位の高い行事の申請があった場合は、調整をお願いする場合があります。  
 優先順位が同じ行事が重なった場合は、主催者(担当部署)間で協議・調整してください。